

財務会計ワーキンググループの設置について

平成 28 年 9 月
資源エネルギー庁

電気事業制度については、東日本大震災やその後の電力需給のひっ迫により浮き彫りになった課題を克服し、電力システム改革を実行するため、電気事業法等の抜本改正を平成25年から3段階にわたって実行してきた。本年4月に小売の全面自由化が実現する中で、電気事業制度の改革は一定の効果が見え始めている。

こうした中、更なる競争活性化のための方策と、自由化の下でも実現すべき公益的課題への対応を促す仕組みを整備し、電力システム改革を真の意味で貫徹するため、本年9月、総合資源エネルギー調査会の下に「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」を設置し、議論を開始した。

今後、規制料金を前提とした財務・会計上の制度の在り方や、自由化が進展する中での受益者間の負担の在り方などの検討を加速化し、自由化の下でも公益的な課題に対応する方策を検討していく必要がある。

このため、財務・会計制度や負担の在り方について、具体的な措置の検討・審議を行うため、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会の下に「財務会計ワーキンググループ」を設置する。